

平成 1 1 年臨時第 1 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 1 年 1 月 2 1 日

閉 会 平成 1 1 年 1 月 2 1 日

新 得 町 議 会

第 1 回 臨 時 町 議 会 会 議 録 目 次

第 1 日 (1 1 . 1 . 2 1)

○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名	3
○日程第 2 会期の決定	3
○諸般の報告	3
○町長行政報告	3
○日程第 3 議案第 1 号 平成 1 0 年度新得町一般会計補正予算	4
○閉会の宣告	9

第 1 日

平成11年第1回
新得町議会臨時会
平成11年1月21日（木曜日）午後2時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告
		町長行政報告
3	議案第1号	平成10年度新得町一般会計補正予算

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
町長行政報告

議案第1号 平成10年度新得町一般会計補正予算

○出席議員（19人）

1 番 吉 川 幸 一 君	2 番 菊 地 康 雄 君
3 番 松 尾 為 男 君	4 番 小 川 弘 志 君
5 番 武 田 武 孝 君	6 番 広 山 麗 子 君
7 番 石 本 洋 君	8 番 能 登 裕 君
9 番 川 見 久 雄 君	10 番 福 原 信 博 君
11 番 渡 邊 雅 文 君	12 番 藤 井 友 幸 君
13 番 千 葉 正 博 君	14 番 宗 像 一 君
15 番 竹 浦 隆 君	17 番 森 清 君
18 番 金 沢 静 雄 君	19 番 黒 沢 誠 君
20 番 湯 浅 亮 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄 君	吉 岡 正 君
監 査 委 員		

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助		役	鈴木	政輝	君
収	入	役	清水	輝男	君
総	務	課	畑中	栄和	君
企	画	調	長	尾	正
住	民	生	長	西	浦
建	設	課	長	村	中
商	工	観	長	貴	戸
庶	務	係	長	武	田
財	政	係	長	佐	藤
				博	行

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐藤	隆明	君
書			記	桑野	恒雄	君

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました平成11年臨時第1回の新得町議会を開会いたします。

（宣告 14時00分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、5番、武田武孝君、6番、広山麗子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

諸般の報告（第1号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 平成10年12月10日、定例第4回町議会以後の行政報告を

行います。

12月12日には、新得警察署屈足駐在所の庁舎が完成をいたしまして、その移転新築落成祝賀会が執り行われております。

12月15日、一番下でありますけれども、森林総合利用森林整備事業拓鉄公園の追加工事の入札を行いまして落札をいたしております。

2ページにまいりまして、一番後段でありますけれども、まちづくり推進協議会の各部会をそれぞれ開催をいたしまして、町で進めております事業アセスメントの中身の説明と併せて、第6期総合計画の実施状況などにつきまして、ご協議をいただいたところであります。

3ページにまいりまして中ほどであります、1月3日には平成11年の新得町の成人式を開催をいたしております。

また、6日並びに8日の日には、議長とともに町の懸案事項の要請と併せて、新年のあいさつということで、西部十勝の関係機関並びに帯広の関係機関に出向いております。

4ページにまいりまして、1月10日にはサホロ湖のワカサギの遊魚の解禁をいたしました。2月いっぱいまでを予定いたしております。今年で2年目の解禁でありまして、前年と比較をいたしますとお客様が非常に伸びているというふうに、お伺いいたしております。

また、1月14日には、レディースファームスクールの運営委員会の開催をいたしました。これは第4期生の募集をいたしております、この日選考を実施いたしました。応募者総数28名でありまして、このうち長期の研修10名と合わせ、短期の研修生の入所を決定いたしましたところであります。

なお、このレディースファームスクール、第1期と第2期と2年修了いたしているわけですが、その2年の修了の結果、引き続き町内にありまして実習に意欲的に取り組んでいる修了生は10名であります。なお3期の修了生のうち、町内に残る予定はまだ不確定要素はありますけれども、3名から4、5名程度の人数になるのではないかとというふうに、予定をいたしております。

また1月18日には、冬まつりの実行委員会の開催をいたしました。従前は1日限りのイベントということで進めてきたわけですが、今年度につきましては、2月11日から14日までの期間中ですね、ウェルカムキャンペーンということで、JR新得駅利用者に対する湯茶等の接待というふうなことで、従前とはちょっと方式を変えて冬まつりを実施する予定になっております。

また1月19日には、まちづくり推進協議会の役員会を開催をいたして、さきに各部会で協議をいたしました事業アセスメントの全体像について、役員会での了解を賜ったところであります。

1月20日には、屈足2号幹線雨水管新設工事その2の入札を行いまして落札をいたしております。以上であります。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

日程第3 議案第1号 平成10年度新得町一般会計補正予算

議長(湯浅亮君) 日程第3、議案第1号、平成10年度新得町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第1号、平成10年度新得町一般会計補正予算、第6号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,053万円を追加し、予算の総額を89億8,677万3千円とするものでございます。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正によるものでございます。

7ページ歳出をお開き願います。

4款、衛生費では、旧ごみ処理最終処分場環境対策にかかる工事費及び関連する旅費を増額し、当初予算で計上の緑化工事費を減額しております。この事業につきましては国の総合経済対策に伴う第1次補正予算を受け、これまでに処分場及び周辺の環境調査並びに工事の実施設計について予算の議決をいただき進めてきたところでございますが、今回工事費の予算を計上したものでございます。

財源としましては、対象事業費の4分の1の国庫補助金を見込み、補助金の残りの80パーセントに地方債を充当するものであります。なお、この地方債につきましては、後年度の元利償還金に対しまして、80パーセントが普通交付税により財源の補てんがある有利な起債となっております。

7款、商工費では地域振興券交付事業にかかる予算を追加しております。これは国の景気対策として全国で実施され、期間を限定して使用できる地域振興券を、一定の要件の該当者に一律2万円分を交付するもので、町内に限り使用可能として個人消費の喚起とともに、地域経済の活性化を図る事業であります。

なお、この交付対象者は2,500名を見込んでおり、この事業の実施にあたりましては、地域振興券交付要綱を別に定めまして、この要綱に基づいて実施をしてまいりたいと思います。財源といたしましては、全額国庫補助金を見込んでおります。

8ページ、8款、土木費では、新得7号線道路の改良工事費を追加しております。これは国の緊急経済対策に伴う第3次補正予算を受けて実施するもので、新得西4線と7号線の交差点を起点として、西側へ延長299メートル、幅員5.5メートルに両側2メートルの歩道部分の改良を行うものであります。

財源としては対象事業費の2分の1の国庫補助金を見込み、残り全額については地方債を充当するものであります。この地方債につきましても、後年度の元利償還金に対して、80パーセントが普通交付税により財源の補てんがある有利な起債であります。

なお、今回補正予算にかかる事業につきましては、年度内に完了ができないために次回の定例町議会におきまして、一括繰越明きよ費を計上させていただきたいと考えております。

5ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

12款、国庫支出金では、歳出でご説明いたしました事業にかかる補助金を追加しております。

16款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額しております。

19款、町債では、旧ごみ処理最終処分場環境対策事業及び新得7号線道路改良事業にかかる地方債を追加しております。

3ページに戻りまして、第2表の地方債補正は追加としまして、旧ごみ処理最終処分

場環境対策事業及び新得7号線道路改良事業の地方債の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木 政輝 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 7ページの地域振興券なのですが、たぶんこれ補正で終わってしまっていて、後なにも条例化はしないはずですから、いろいろお聴きしたいんですが。

まずこれ、印刷はですねいろいろ国の関係でやるとか地域でやるとか言われてますが、新得の場合どこでやるのか。

それと取り扱い課ですか、行政の課はどこなのか。

それと引き替え時期ですか、期間はどれほどあるのか。

それと、使えないところ。いちおう広報ではですね、公共料金それに準ずるものがありましたけれども、その準ずるものというのはなにか、それをまずはっきりしなければ利用者がちょっと面くらう部分もあると思うんですよ、その部分をちょっとご説明お願いしたいと思います。

議長(湯浅 亮君) 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長(貴戸延之君) お答えいたします。まず1点目の印刷の関係でございますけれども、地元の業者を予定いたしております。マスコミ等でいろいろ報道されておりますけれども、いわゆる偽造防止、こういったものの扱いにつきましても特殊用紙を町のほうで購入をいたしまして、その用紙に印刷をします。そういったかたちで、紙の数量の管理、それから印刷物の仕上がった振興券ですね、その管理というものを把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、振興券の使用できる事業所、いわゆる特定事業所とも申しておりますけれども、これにつきましては、商工会の加盟会員、この事業所については全て使用ができるというかたちになってございます。

登録関係が必要でございますけれども、商工会の会員につきましては一括申請、一括認定と、そういった方式を採る予定でございます。それから会員以外の事業者につきましては、1月15日付けのお知らせ広報で募集をいたしております。今月の18日から2月の5日までの期間で、申し出があった事業者を審査をして認定をします、そういうかたちになってございます。

それから、使用できないものいわゆる公共サービスに準じるもの、これにつきましては町の使用料、それから税そういったものと、それから郵便局での切手・はがき類、そういったもの。そのほかにいわゆる換金性の高いもの、例えば新得の町で発行しておりますけれども、共通商品券、それから各お店で扱っております、ビール券だとか、お米券、図書券、こういったものについては換金性が高いということで除外されております。その旨をいちおう私どもで、実施要項の中でうたっております。

それからそれぞれの周知の方法でございますけれども、2月の1日及び15日お知らせ広報に合わせまして、地域振興券の特集号を発行いたしまして、対象者が15歳以下のお子様を有する世帯主のかたと、65歳以上のかたといいかたちになってございまして、その特集号をわかりやすい特集号にいたしまして、各戸に配布をして周知をする予定であります。

地域振興券の取り扱いにつきましては、商工観光課窓口ということでやってまいりま

す。それから期間の関係でございますけれども、この補正予算お認めをいただいた後、それぞれ業務に、実施に移してまいりたいと考えておりますけれども、できれば2月中に発行日を設定したいというふうに考えております。発行日から6か月以内が有効期間です。例えば2月の22日に発行日とあたりましたら、8月の21日までが使用できる期間というかたちになるわけです。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 振興券の発行、じゃあ発行ってというのは2月中旬から発行するわけですが、例えばぎりぎりに、今まで全然引き取りにも来なかったけれども、それ来てもそういう発行券は、その券は発行してもらえらることですよね。期限切れにまでもらいに行かず、じっと家でしててですね、もらいに行こうと思っても、この期限までだったらもらえるってことですよね。何月から何日まででしか取り扱わないんというんでなくて、この期限が切れるまでだったら、役場に行けばもらえますよっていうことですよね。

それともう一つ、公共料金に準ずるって言うのは、一般的な感覚から言えばですね、例えば電気料とかですね、そういう新得の場合、公的な病院ではないんですが、医者だとか、国鉄とか、そういうもの住民は想定しちゃうと思うんですよ。そのことは触れられませんでしたけど、ではもしそういう事業所から取り扱いの届け出が出れば、出なければ別ですよ、それは使えるということなんですか、公共ですか。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。公共サービスそれに伴う対価というかたちになりますけれども、公共的という範囲の中には電話料、電話料金ですね、それとか電気料金、こういったものも含まれます。ですから対象にはならない。

特定事業者の申し出があった時点で、その扱いの中身を判断させていただきます。申し出がありましてもですね、対象が例えばほくでんさんが、電気料金というものを含めて申し出をされる。その場合については電気料金に関しては使えませんが、ただそれだけでありましたら特定事業者になる意味がございませんから認定はしないと。ただそのほかに、ほくでんさんの販売をするような商品、そういったものがあれば、電気料以外、それが扱い品目の中で出てくると認定しなければならないと、そのように考えております。病院代のほうにつきましては、今1、2の診療所、医院のほうから対象になるのかと、こういうようなお尋ねがまいっております。当然病院の支払いに関しては支払いができますので、ただ、商工会員ではございませんから、独自に申請をしてくださいということで回答を申し上げております。

JRにつきましては、オーケーになっております。それから後バスですね、バスも券面が1千円になりますから、例えば500円で1千円の振興券を出されると、おつりが出ませんから、その辺は回数券を買っていただくとかですね、その辺が出てこようかなと。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） どちらにしても、これだけはちゃんと発行するまでですね、その辺、住民にちゃんと周知しなければ、ほんとうに面くらうと思うんですよ。それだけは注意してください。

それと券をですね、商工課2階ですよ、屈足支所は扱わない。むしろできる限り1階のほうがいいと思うんですよ、恐らくお年寄り、可能であればね、可能であればほ

んとうは1階のほうが便利であるし、屈足支所にもですね、取り扱いをできるようなシステムに採れないのかどうかですね。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。使えるもの、使えないもの、そういった区分につきましてはですね、さきほど申し上げましたお知らせ広報の中に、特集号といたしまして網羅する予定であります。

それから取り扱いの場所でございますけれども、現在まだ各課との調整を済ませておりませんけれども、発行日以降にですね、集中受付日というようなかたちを設けまして、庁舎であれば1階、当然屈足支所の窓口でも扱おうと、そういうようなかたちを採りたいというふうに考えてございます。

その後、さきほどご質問にもありましたように、例えば使用最後の日に来られると、私どもの予想としては、恐らく発行日後早い時期に集中するのではないかというふうに判断をいたしておりますので、その際は下の窓口にもですね、振興券というようなことでお話をいただければ上から担当のものが降りていくとか、そういった配慮はしたいというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 9番、川見久雄君。

9番（川見久雄君） 関連して、1つお尋ねをいたしたい思います。地域振興券ですね、偽造等によってその損害が出た場合に地方自治体が負担をすると、こういうことになっておりますよね。一方においてですね、この補助金が5,000万円ということで計上されておりますけれども、この事業完結したあかつきにですね、精算ということがあり得るのかどうなのか。

あり得るとすると、その基準というものが交付額でいくのか、あるいは交換額でいくのか、その辺について一つお尋ねをしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） 損害の関係の補てんの部分でございますけれども、いちおう町村会のほうが窓口となりまして、保険を講じることになってございます。そこに加入をしたいというふうに考えております。その分で補正の中でも補償保険料というかたちで、計上させていただいております。

それから事業完了後の精算の方式でございますけれども、当然交付金の額につきましては実績の額、実績額の精算というかたちになるかと思っております。それに伴います事務費の関連でございますけれども、これはいちおう、目安というようなかたちで現在積算をいたしておりますけれども、その事務費の算定基準というのは、まだ示されてはいないわけなんです。おおよそこのぐらいだろうという情報を得たうえで、予算を計上させていただいておりますので、正式な算定基礎がまいりしだいですね、その金額をオーバーしないかたちでですね、事務を進めてまいりたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

閉 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成 1 1 年臨時第 1 回新得町議会を閉会いたします。

（ 宣 告 1 4 時 2 8 分 ）
